

5 休学

病気その他の理由により、2か月以上授業に出席できない学生は、休学を願い出ることができます。

- 病気等により修学が適当でないと認められたときは、教授会（大学院は研究科会）の議を経て休学を命じられる場合があります。
- 当該学期の学費等納付金が納入されていない場合は、休学の手続きができません。

1 休学の期間

休学の期間は1学期間または1年間です（「休学願」を授業運営課に提出した日～学期の末日または年度末）。

- 修業年限
学士課程……………4年
修士課程……………2年
専門職学位課程……………2年
博士課程……………3年
- 在学年数
学士課程……………8年
修士課程……………4年
専門職学位課程……………4年
博士課程……………6年

- 2年間（4学期間）を超えて引き続き休学することはできません。
 - 大学は通算して4年間（8学期間）大学院は通算して2年間を超える休学はできません。
 - 期間が年度をまたがる場合は、あらためて休学願を提出して許可を得なければなりません。
 - 休学期間は、修業年限ならびに在学年数には算入されません。
 - 休学期間中でも学則に抵触する行為があった場合には、教授会（大学院は研究科会）の議を経て退学を命じられることがあります。
 - 休学期間中は大学・大学院の活動（授業・課外活動・学校行事等）に参加することはできません。
- ※春・秋1年間の休学を希望する場合は、1年間の学費を納入していること。

■「休学願」の書き方見本

書類の作成日を記入

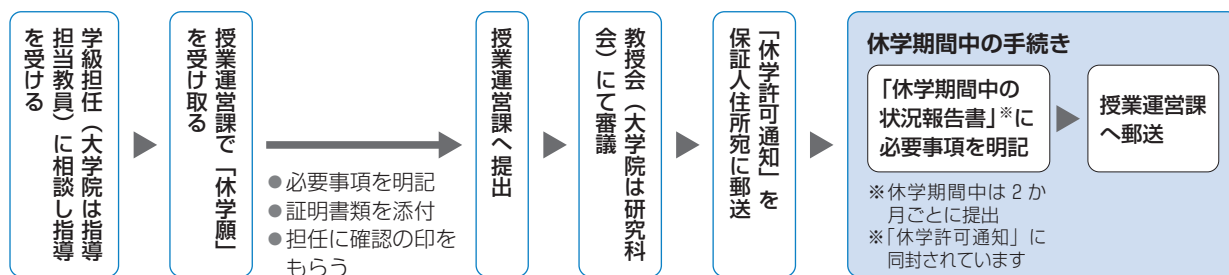
学生本人が自筆すること

保証人本人が自筆すること

休学理由（詳しく明記すること）

担任に確認の印をもらうこと

■ 休学手続きの流れ



2 休学期間中の在籍料

- 休学期間中は、玉川大学学則第30条4項に則り在籍料を徴収します（休学開始の翌月から適用されます）。詳細につきましては、授業運営課までご連絡下さい。

* 所定の在学年数を超えて学費の特別措置を受けている場合は適用されません。

■ 「休学願」の提出方法

受け取り場所	提出先	添付書類（※1）	提出期限（※2）
授業運営課または ホームページ 「学生要覧 Webサイト」	授業運営課	①「診断書」 ②「渡航計画書」 ③「研修先の受入れ許可証」 など	1年間…6月15日
			春学期…6月15日
			秋学期…12月15日

※1 ①：病気による休学の場合 ②・③：海外渡航による休学の場合

※2 提出期限最終日が土・日・大学が定める休日にあたる場合は、その翌日までとなります。
提出期限以降の「休学願」は、受け付けません。

▶ 授業運営課取り扱い窓口
参照『学生生活ガイド』
p.102

▶ 休学願
▶ 休学期間中の状況報告書
ホームページからも
ダウンロードできます

▶ 退学／除籍
参照『学生生活ガイド』
p.52～53

6 復学

休学していた学生は所定の手続きを行うことによって復学することができます。

1 復学の時期

復学の時期は休学期間終了日の翌日（各学期の授業開始日）です。

- 復学した学期によっては、履修できない科目があります。
- 復学後の履修や卒業時期等については、担任もしくは教務担当教員（大学院は指導担当教員）の指導があります。

■ 復学した場合の学年

休学した期間	復学	学年
① 春学期のみ	当該学年の秋学期	休学時の学年とする
② 秋学期のみ	上級学年の春学期	上級学年とする
③ 春～秋学期	休学学年の春学期	休学時の学年とする
④ 秋～春学期	休学学年の秋学期	休学時の学年とする

▶ 復学願
ホームページからも
ダウンロードできます

■ 復学手続きの流れ

